

柔軟な対応について

工期に対する柔軟な対応

契約期間延長の要件緩和

震災の影響により建設資材が調達困難になり、施工が遅延する場合には、契約約款中「その他請負者の責めに帰すことができない事由」として取り扱い、工期を延長することで対応する。

資材価格高騰に対する柔軟な対応

主要資材の実勢価格に即した単価の適用（発注前対応）

特に高騰している主要資材については、設計段階において、実勢価格に即した単価を適用する。

単品スライド条項の活用

契約後、資材や燃料等の価格が上昇した場合には、契約約款中の単品スライド条項の活用を行う。

迅速な工事代金支払いの実施

迅速な工事代金の支払い

工事代金の支払いは、契約上請求のあった日から40日以内であるが、可能な限りすみやかな支払いの実施を行う。

部分払いの活用

要求に応じて契約約款中の部分払いの活用を行う。